

	項目	変更前	変更後
1	表紙	令和 5 年 6 月	令和 6 年 6 月
7	III 経理処理 1 基本事項 (5) その他の基本事項	(新設)	■消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は補助対象外です。交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して交付申請してください。なお、申請時において明らかでないものについてはこの限りではありませんが、補助事業終了後に P. 52 に記載の消費税等仕入控除税額に係る処理を行っていたこととなります。
45	III 経理処理 3-8-2 旅費に関する経理処理 ～ よくある質問集 ～	【旅費における浜通り経費の定義】 ■質問 発着地(浜通り)→用務先 A(浜通り外)→用務先 B(浜通り外)→帰着地(浜通り外)の場合、用務先 B についての発着地と到着地は浜通り外となるが理由書は必要か。 ■回答 旅費において浜通り地域等経費は、出発地、用務地及び帰着地のすべてが浜通り地域等であることを指すため、いずれかに浜通り外地域が含まれる場合は、理由書の提出は必要です。	(削除)
51	V 補助事業終了後の手続き 1 財産の管理・処分に係る事務について (1) 対象となる場合及び具体的処理方法	(新設)	当補助事業における財産処分の定義は以下の通りです。 ① 転用: 処分制限財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。 ② 譲渡: 処分制限財産の所有者の変更。 ③ 交換: 処分制限財産と他人の所有する他の財産との交換。 ④ 貸付け: 処分制限財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。 ⑤ 担保に供する処分: 処分制限財産に対する抵当権その他の担保権の設定。 ⑥ 取壊し: 処分制限財産の使用を止め、取り壊すこと。 ⑦ 廃棄: 処分制限財産の使用を止め、廃棄処分すること。
54	VI 留意事項	福島県福島市栄町 6-6 ユニックスビル 7 階	福島県福島市栄町 6-6 福島セントランドビル 7 階